

市営住宅 入居申込案内書

受付期間 令和7年 7月 1日（火） から

（土・日を除く）

令和7年 7月14日（月） まで（受付期間終了日）

受付時間 9時から12時、13時から17時。

受付期間中にお早めにお申し込みください。

※申し込みは1世帯につき1通に限ります（二重申し込みや現在の家族構成を変更した重複申し込みは無効です）。
（但し、Eの特別募集住宅は除く）

募集戸数：市営松波住宅	1DK	1戸
市営松波住宅	2DK	3戸
市営松波住宅	3DK	2戸

入居日：令和7年10月17日（金）

※住宅の概要は1ページに記載しています。

令和7年7月1日現在

高砂市 都市創造部 土木建設室 土木総務課

TEL 079-443-9040（直通）

目 次

募集住宅の概要.....	1
申込から入居まで.....	2
申込資格.....	3
申込上の注意事項.....	7
シルバーハウジングについて.....	9
車椅子対応住宅について.....	10
特別募集住宅について.....	11
入居上の注意事項.....	12
政令月収額の求め方.....	13
給与所得計算表.....	15
年金所得計算表.....	16
控除額一覧表	17
収入基準早見表.....	19
政令月収の計算例	20
申込書の書き方.....	22
参考資料（周辺地図・間取り）	24

【 募集住宅の概要 】

【市営松波住宅】

所在地 高砂市高砂町松波町 4 4 0 - 2 5

構 造 鉄筋コンクリート造 7 階建 (平成 1 6 年建築)

設 備 エレベーター、駐車場 (月額 5, 0 0 0 円)、上下水道、都市ガス、3 点給湯設備 (台所・風呂・洗面所)、バリアフリー仕様、ケーブル T V 対応

住宅 記号	種 別	募集戸数	専有面積	申込区分
A	普通市営住宅 1 D K (シルバーハウジング)	1 戸	43.9 m ²	単身のみ
B	普通市営住宅 2 D K (車椅子対応住宅)	1 戸	66.1 m ²	1 人～3 人程度 (車椅子常用者のいる世帯)
C	普通市営住宅 2 D K	2 戸	55.6 m ²	1 人～3 人程度
D	普通市営住宅 3 D K	1 戸	65.9 m ²	2 人～4 人程度
E	普通市営住宅 3 D K (特別募集住宅)	1 戸	65.9 m ²	2 人～4 人程度

※ A はシルバーハウジング(高齢者向け住宅)です。詳細は 9 ページを参照してください。

※ B は車椅子対応住宅です。詳細は 10 ページを参照してください。

※ E は特別募集住宅です。詳細は 11 ページを参照してください。

【令和 7 年度の家賃】

※家賃は毎年見直しされるため、年度ごとに変わる場合があります。

区分	政令月収額	家 賃 月 額			
		松波住宅 1DK (シルバーハウジング)	松波住宅 2DK (車椅子)	松波住宅 2DK	松波住宅 3DK
		A	B	C	D, E
①	0 円～104, 000 円	17, 600 円	26, 500 円	22, 300 円	26, 400 円
②	104, 001 円～123, 000 円	20, 300 円	30, 600 円	25, 700 円	30, 500 円
③	123, 001 円～139, 000 円	23, 200 円	35, 000 円	29, 400 円	34, 900 円
④	139, 001 円～158, 000 円	26, 200 円	39, 500 円	33, 200 円	39, 400 円
ただし、⑤ ⑥ は裁量階層世帯 (5 ページ参照) に限ります。					
⑤	158, 001 円～186, 000 円	30, 000 円	45, 100 円	38, 000 円	45, 000 円
⑥	186, 001 円～214, 000 円	34, 600 円	52, 100 円	43, 800 円	51, 900 円

【 申込から入居まで 】

【申 込】

令和7年7月1日（火）～令和7年7月14日（月）までに、できる限り本人が、市営住宅入居申込書、誓約書【暴力団関係調査】を都市創造部土木総務課に提出してください。（土・日は除きます。）

誓約書には捺印が必要となりますので、必ず印鑑を持参してください。

【抽選会】

- ① 申込者数が募集戸数を上回ったときは、公正な立会人の下で厳正な抽選を行い、仮当選者（各部屋1名）と補欠者を決定します。

〔 ・日時 令和7年7月18日(金)午前10時
・場所 高砂市役所南庁舎5階大会議室 〕

- ② 原則、申込者は抽選会に出席願います。
③ 当日、来られた方から順に会場に入場していただきます。
④ 仮当選者には、資格審査に必要な書類をお渡しします。
※提出書類は、本人が直接都市創造部土木総務課に指定の日までに持参してください。遅れた場合、失格になります。

【資格審査】

【失 格】

提出書類に基づき資格審査を行い、入居資格の正式な決定を行います。（審査の結果失格となることがあり、失格者が出た場合、抽選で決まった順に補欠者が繰り上がります。）

【合 格】

連帯保証人（1名）と連署した請書（賃貸借契約に代わるもの）を提出していただきます。

また、入居の許可があった日から10日以内に、敷金として家賃の3か月分を納付していただきます。

（請書の提出および敷金の入金を確認の上で、鍵をお渡しします。）

【入 居】

市が指定する入居日から14日以内に入居してください。
正当な理由がなくこの期間に入居されない場合は、辞退されたものとして入居を取り消すことがあります。

【 申 込 資 格 】

次の(2)から(8)のすべてに該当することが必要です。

但し、松波住宅のシルバーハウジングは(1)から(8)のうち、(3)以外のすべてに該当することが必要です。

(1) シルバーハウジング住宅申込資格

・次の①から⑤のいずれかに該当する世帯

- ① 60歳以上で単身の高齢者世帯
- ② いずれか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯
- ③ 60歳以上の方のみからなる2人以上の世帯（民法上の親族関係にあること）
- ④ 60歳以上の方と中度以上の障害者等（民法上の扶養関係にあること）からなる世帯
- ⑤ いずれか一方が60歳以上の夫婦と中度以上の障害者等（民法上の扶養関係にあること）からなる世帯

※シルバーハウジング住宅についての詳細は9ページに記載しています。

(2) 申込者本人が、受付日現在高砂市内に住んでいるか、高砂市内に勤務している方。

・住民票や在職証明書などで、その事実を確認できる方でなければなりません。

(3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

- ・家族構成が夫婦または親子を主としたもので、入居される方が原則として2人以上であること。（友人等の寄合世帯、兄弟、姉妹のみの世帯、他に扶養義務者のある祖父母、親、兄弟、姉妹などを呼んで同居するなど不自然な合体や分離をした世帯については、申し込むことはできません。）
- ・婚約者と申し込む場合は、市が指定する入居日前日までに入籍（内縁を含む）し、入居できる方。
- ・内縁関係にある場合は、住民票で未届けの夫、未届けの妻となっているとともに、戸籍謄本で他に婚姻関係がないことが確認できる方。

※ ただし、戸籍謄本・住民票等で単身であることが確認でき、次のア～コのいずれかに該当している方は単身で申し込むことが出来ます。

なお、常時の介護が必要な方で、かつ居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は、申し込みできません。

- ア 受付期間終了日現在で、満60歳以上の方
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から3級までの障がいのある方
- エ 知的障がい、ウに規定する精神障がいの程度に相当する程度
- オ 戦傷者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障がいのある方
- カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- キ 生活保護法第6条第1項の規定する被保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- ク 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ケ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方
- コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
- ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

高砂市においてパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書の交付を受けた方（予定も可）については、申込資格(3)「現に同居し、または同居しようとする親族があること」の条件を満たすものとします。
その場合、市が指定する入居日前日までにパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書の交付を受けていることが条件となります。

(4) 政令月収額が 158,000 円以下の方（計算方法は 13～21 ページ）

ただし、下表に該当する裁量階層世帯は政令月収額が 214,000 円以下であれば申し込みできます。（今後、国の制度見直しの中で、政令月収額の基準が変わることがあります。）

《裁量階層世帯》

該当世帯	該 当 要 件
高齢者世帯	申込者が満 60 歳以上の方で、かつ、申込者を除く入居しようとする方のいずれもが満 60 歳以上又は満 18 歳未満の方である世帯 (年齢は申込日現在の満年齢です)
障がい者世帯	入居する方の中に次の①から④に該当する方がいる世帯 ①身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方 ②精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級の方 ③療育手帳「A」又は「B 1」判定の方 ④障害基礎(国民)年金及び障害厚生年金の 1 ～ 2 級の障がいのある方
戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は、同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の障がいのある方がいる世帯
被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
小学校就学前世帯	同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯

(5) 現在、住宅に困っておられる方

・現に民間賃貸住宅等に居住し、家賃の不払い等により住宅の立ち退きを求められている方は、申し込みできません。

・持ち家がある方は、高砂市が指定する入居日までに持ち家を処分できることが必要です。

(6) 市が指定する入居日から 14 日以内に申込書記載の家族全員が入居できる方

(7) 連帯保証人を立てられる方

- ・独立の生計を営んでいる連帯保証人1名が必要です。

(8) その他

- ・現在、県営住宅、市営住宅等の公営住宅（高砂市松波特定公共賃貸住宅を除く）に入居されている方は、申し込みできません。

ただし、次に該当する場合で、かつ、家賃や市税滞納等がない方に限り申し込みすることができます。

市営住宅に居住する親子のどちらかが、介護または被介護のため親子のどちらかの住宅の近くに居住することを希望する場合

- ① 当選後、介護が必要であることを証明する書類（医者の診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証（要介護・要支援認定者）の写し等）及び戸籍謄本等の提出が必要です。
- ② 市営住宅に住む親子のどちらもが、同時に申し込みすることはできません。

【 申込上の注意事項 】

- 1 申し込みは1世帯につき1通に限ります。(二重申し込みや現在の家族構成を変更した重複申し込みについては、両方とも無効になります。)
※ Eの特別募集住宅のみC又はDの住宅との重複申し込みが可能です。特別募集住宅の詳細は11ページを参照してください。
- 2 住宅困窮度や所得等については、必要に応じて事実確認をすることがあります。
- 3 単身者であって常時介護が必要な方は、必要に応じて生活状況等についての申立書や医師の診断書等の提出を求めることや、面接や照会等により調査を行うことがあります。
- 4 申込資格を満たしても、次にあてはまる方(同居者を含む)は、申し込みできません。
 - (1) 団地内で円満な共同生活ができない方
 - (2) 所得の申告義務があるにもかかわらず、申告していない方
 - (3) 市税等の滞納がある方
 - (4) 申込者本人または同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(兵庫県警察に照会する場合があります。また入居者又は同居者が暴力団員と判明した時は明渡しを請求します)
 - (5) 家賃滞納などで県営・市営住宅を明渡し、現在もその滞納家賃を解消していない方
 - (6) 不正入居などのために兵庫県または高砂市から明渡し訴訟を提訴され、県営・市営住宅を明渡した方
- 5 申し込み後の住宅変更、入居予定人数の変更はできません。
- 6 市営住宅入居申込書により失格(申込資格要件に欠ける等)や無効(募集団地以外への応募等)であることが明らかな場合、及び申込書の記載内容が不明瞭な場合は返却します。
- 7 市が指定する入居日から14日以内に入居されないときには、入居許可が取り消されることがあります。
- 8 下記のような条件付で申し込み可能となる方は、市が指定する入居日までに条件を満たすことができないと、入居できなくなります。
 - (1) 持ち家のある方 ⇒ 持ち家を処分できていること。
 - (2) 離婚調停中の方 ⇒ 離婚が成立していること。

当選された方には、後日、収入調査同意書などの必要書類を提出していただき、入居資格審査を行います。

入居審査により、申込等の記載内容が事実と異なるときは、「失格」となります。

【その他の注意事項】

振り込み詐欺に注意してください。

市営住宅入居当選を語る詐欺に気をつけましょう。

市役所職員がA T Mの操作を指示し、入金させることはありません。

「市営住宅入居当選しました。携帯電話を持ってA T Mへ」と電話がかかってきたら直ちに警察に相談してください。



電話を受けたとき、この記事の思い出して、「詐欺かもしれない！」と疑ってみる。

すぐにお金を振り込まない。

お金を振り込む前に、自分の家族や親戚または警察に相談する。

【 シルバーハウジングについて 】

(1)住宅の特徴

高齢者の方が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるように、万一の時に緊急通報システム(※)による通報（親族・友人など2ヶ所）及び生活支援相談員による日々の安否の確認、生活相談や緊急時の対応など、一定のサービスが受けられる住宅です。

(2)申し込みできる世帯(3～6ページに記載の申込資格に加えて)

①申込区分欄が「単身のみ」の住宅

60歳以上で単身の高齢者世帯

※ 生活支援相談員による日々の訪問に同意いただける方のみ申込できます。

※常時の介護が必要な方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが資格となります。

※中度以上の障害者等に該当する方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 身体障害者手帳1～4級の方② 精神障害者保健福祉手帳1～2級の方③ 療育手帳「A」または「B1」判定の方④ 障害基礎（国民）年金又は障害厚生年金の1～2級の障害のある方⑤ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方 |
|---|

(3)注意事項

①家賃、共益費などのほかに、以下の負担が別途必要となります。

・固定電話及びその通話料（現在お手持ちのNTT回線を使用できます。
ただし、携帯電話は使用できません）

・生活支援相談員派遣に要する経費（現在は無料）

②入居にあたっては、緊急通報システム(※)利用確認書（承諾書）等を提出していただきます。

③生活支援相談員による日々の見守りについては辞退及び頻度などの変更をすることはできません。

(※)緊急通報システムとは

○入居者の異常発生時に緊急通報ボタンを押すことで決められた連絡先に通報する。

○水の使用状況により、入居者の生活の異変を感知する。

○火災やガス漏れ発生時に決められた連絡先に通報する。

【 車椅子対応住宅について 】

(1)住宅の特徴

車いすを常用しておられる方が車椅子に乗ったままでも生活ができるように、玄関の戸、流し台、ふろ場、室内の段差などが車椅子に対応したものとなっています。

(2)申し込める世帯（3～6 ページに記載の申込資格に加えて）

① 車椅子常用者のいる世帯

※ 車椅子常用者本人が窓口に来られない場合は、車椅子常用者の介護保険被保険者証、障害者手帳などの提示が必要です。

【 特別募集住宅について 】

(1)住宅の特徴

募集住宅の概要の種別欄に「特別募集住宅」と記載している住宅は、以下の理由により募集を停止していた住宅です。お申し込みの際は、その旨をよくご理解の上、申込ください。

- ・ 自然死や不慮の事故死（入浴中の転倒事故や食事時の誤嚥等）以外の死が発生した住宅
- ・ 特殊清掃等が行われることとなった自然死や不慮の事故死が発覚した住宅で、その後概ね3年を経過していないもの
- ・ 火災が発生した住宅

(2)申込資格

3～6 ページに記載の申込資格をご覧ください。

(3)注意事項

- ・ 入居にあたっては、誓約書（死亡事故などが発生した住宅であることので承認及び入居後にこのことを理由に住宅交換などの申請や異議を申し立てしないこと）を提出していただきます。
- ・ 敷金や家賃は同一団地の同タイプの住宅と同一です。
- ・ なお、入居にあたって、市はお祓い等は一切行いません（入居される方が個人の負担で行うことは可能です）。
- ・ Eの特別募集住宅については、市営松波住宅のC又はDの部屋との重複応募が可能です。両方に当選された場合、どちらか一方を選択していただきます。（重複応募される場合は、申込書を各1通提出してください）

【 入居上の注意事項 】

- 1 団地内では、犬・猫・鳥等動物の飼育は認めていません。（障がい者の方で盲導犬等を必要とされる方はご相談ください。）
- 2 周辺道路・団地内道路は、駐車禁止です。
市営住宅の団地内駐車場使用料は募集住宅の概要（１ページ）をご確認ください。家賃と同様に納付書で納めていただきます。借りられる際に使用料３か月分の保証金をお預かりします。
- 3 入居後、住戸内の改造は基本的に認めていません。（バリアフリー化のための手すり等の設置については、土木総務課の許可が必要となります。）
- 4 入居後は毎年、入居者全員の収入を申告していただきます。また、収入の変動により一定額以上になった場合には、収入超過者と認定され、収入に応じた高い家賃が適用されるとともに、住宅の明渡し努力義務等が発生します。
さらに、一定額以上の収入が２年間続いた場合は、高額所得者と認定され、近傍同種の家賃（民間並みの最も高い家賃）が適用されるとともに、市から住宅の明渡し請求を行う場合があります。
- 5 家賃のほかに共同で消費する経費、いわゆる共益費（入居者負担）として、電気代（防犯灯、階段灯、エレベーター等）、水道料（屋外水栓等）、共同施設等の修繕費（防犯灯の電球の取り替え等入居者負担分）等が必要となります。
- 6 家賃等は、納付書により納めていただきます。（毎月の末日までに必ず支払ってください。）なお、銀行等の口座振替はできません。あらかじめご了承ください。
- 7 市営住宅の名義人が死亡した場合に、同居している親族が引き続き居住することは、原則認められません。ただし、名義人と同居している配偶者に限り認められる場合があります。
- 8 退去時には、入居期間の長短に関わらず、畳の表替えを必ず行っていただきます。その他にも、クロス・ふすま等について原状回復を行っていただきます。

【 政令月収額の求め方 】

1 計算方法

政令月収額は次の順序で計算してください。

――〔計算の順序〕――

- (1) 収入の種類別に所得金額を計算する。
- (2) 各自の総所得金額を計算する。
- (3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算する。
- (4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き 12 で割って政令月収額を計算する。

(1) 種類別所得金額の計算

① 給与所得金額

ア 令和 5 年 12 月以前から現在まで引き続き勤務されている方は、令和 6 年分源泉徴収票の支払金額（総支給額）を 15 ページの計算表の算出式に当てはめて計算します。

イ 令和 6 年 1 月以降に就職し、現在も引き続き勤務されている方の支払金額は次のように計算し、15 ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

㊦ 令和 6 年 1 月末までに就職された方

就職した月の翌月から 12 か月分の合計額を支払金額として計算します。

㊧ 令和 6 年 2 月以降に就職された方

1 年間の支払金額を推定して計算します。推定支払金額の求め方は次のとおりです。

(a) $1 \text{ か月平均収入金額} = \text{働いた期間の総収入} \div \text{働いた期間の月数}$
(※働いた期間の総収入・月数とも就職した月は除いてください。)

(b) $\text{年間推定支払金額} = 1 \text{ か月平均収入金額} \times 12$

(ボーナスがある場合は、1 か月平均収入金額を計算するときに除いて計算し、12 を掛けた後に加えてください。)

② 事業所得金額

ア 令和 5 年 12 月以前から現在まで引き続き事業されている方は、令和 6 年分の収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額となります。

イ 令和 6 年 1 月以降に開業し、現在も引き続き事業されている方の事業所得金額は次のように計算してください。

㊦ 令和 6 年 1 月末までに開業された方

開業した月の翌月から 12 か月分の合計収入金額から必要経費合計額を除いた金額が事業所得金額となります。

① 令和6年2月以降に開業された方

1年間の事業所得金額を推定して計算します。推定事業所得金額の求め方は次のとおりです。

(a) 1か月平均事業所得金額

(営業した期間の総収入－必要経費合計) ÷ 営業した期間の月数

(※営業した期間の総収入・必要経費・月数とも開業した月は除いてください。)

(b) 年間推定事業所得金額 = 1か月平均事業所得金額 × 12

③ 年金所得金額(雑所得金額)

年金所得の方は、年間総支給額を16ページ計算表の算出式に当てはめて計算します。

(2) 各自の総所得金額を計算

総所得金額 = 給与所得 + 事業所得 + 年金所得 + 不動産所得 + 利子所得 + 配当所得

(3) 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	+	家族の総所得金額	=	世帯の総所得金額
円		円		円

(4) 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って政令月収額を計算

世帯の総所得金額	-	控除額合計金額	÷ 12 =	政令月収額
円		円		円



17～18ページの「控除額一覧表」を参照して合計額を計算してください。

控 除 対 象	控 除 額		
1. 同 居 親 族	38万円×	人	円
2. 同居しない扶養親族	38万円×	人	円
3. 老 人 扶 養 親 族	10万円×	人	円
4. 特 定 扶 養 親 族	25万円×	人	円
5-① 特別障がい者	40万円×	人	円
5-② 障 が い 者	27万円×	人	円
6. 寡 婦	27万円×	人	円
7. ひ と り 親	35万円×	人	円
8. 給 与 所 得 者	10万円×	人	円
9. 公的年金等所得者	10万円×	人	円
控 除 額 の 合 計			円

2 給与所得計算表

(1) 給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（総支給額）の区分により給与所得金額を計算してください。

年間総収入（支払）金額		給与所得金額の算出式	
551,000 円未満		給与所得金額＝「0」円	
551,000 円以上～1,619,000 円未満		支払金額－550,000 円＝給与所得金額	
1,619,000 円以上～1,620,000 円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円	
1,620,000 円以上～1,622,000 円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円	
1,622,000 円以上～1,624,000 円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円	
1,624,000 円以上～1,628,000 円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円	
1,628,000 円 以上 ～ 1,800,000 円 未満	まず、次のとおり 端数整理します。 (ア) 支払金額÷4,000 円で算出した答えの 小数点以下を切り捨 てる。 (イ) 上の(ア)で算出し た数値に 4,000 円を 掛ける。 次に(イ)で算出した 金額を右の算出式に あてはめてくださ い。	左のとおり端 数整理した支 払金額	$\times 0.6 + 100,000$ 円 ＝給与所得金額
1,800,000 円 以上 ～ 3,600,000 円 未満		左のとおり端 数整理した支 払金額	$\times 0.7 - 80,000$ 円 ＝給与所得金額
3,600,000 円 以上 ～ 6,600,000 円 未満		左のとおり端 数整理した支 払金額	$\times 0.8 - 440,000$ 円 ＝給与所得金額
6,600,000 円以上～8,500,000 円以下		支払金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 ＝給与所得金額	

3 年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（総支給額）の区分により年金所得金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得金額の算出式
65歳以上の方	1,100,000 円以下	年金所得金額 = 「0」 円
	1,100,001 円以上 ～3,300,000 円未満	収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得金額
	3,300,000 円以上 ～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75$ - 275,000 円 = 年金所得金額
	4,100,000 円以上 ～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85$ - 685,000 円 = 年金所得金額
65歳未満の方	600,000 円以下	年金所得金額 = 「0」 円
	600,001 円以上 ～1,300,000 円未満	収入金額 - 600,000 円 = 年金所得金額
	1,300,000 円以上 ～4,100,000 円未満	収入金額 $\times 0.75$ - 275,000 円 = 年金所得金額
	4,100,000 円以上 ～7,700,000 円未満	収入金額 $\times 0.85$ - 685,000 円 = 年金所得金額

4 控除額一覧表

- (1) 控除対象者に該当する方がおられる場合は、それぞれの控除額を合算して総所得から差し引いてください。
- (2) 2～7の控除は、所得税法上設定されている方に限ります。
- (3) 年齢は、申込日現在の満年齢です。

控 除 対 象		範 囲	控 除 額
1. 同 居 親 族		申込住宅に同居する申込本人以外の方	38万円
2. 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
特別控除対象者	3. 老人扶養親族	扶養親族及び同一生計配偶者のうち 70 歳以上の方	10万円
	4. 特定扶養親族	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	25万円
	5. 障がい者	①特 別 障がい者 次の(1)～(8)のいずれかに当てはまる方（申込者又は上記 1・2 の対象者） (1)心神喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により知的障がい者とされた方。（このうち重度と判定された方は特別障がい者） (2)精神に障がいのある方で厚生労働大臣（知事）からその障がいの程度が国民年金法施行令別表（1 級の障がいの状態と同程度のときは特別障がい者）又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 (3)身体障がい者手帳の交付を受けている方。（1 級又は 2 級の方は特別障がい者） (4)障がいの程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障がい者） (5)戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障がい者） (6)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項による厚生労働大臣の認定を受けている方。（重度の障がいとされている方は特別障がい者） (7)常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障がいとされている方は特別障がい者） (8) 65 歳以上でその障がい(1)又は(3)と同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。（(1)又は(3)の特別障がい者と同程度のときは特別障がい者）	40万円 ②とは重複して控除できません。
		②障がい者	27万円 ①とは重複して控除できません。

特別 控除 対象者	6. 寡 婦	申込本人又は同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方。 ア. 夫と離婚してから婚姻をしていない方で年間の所得の見積額が500万円以下かつ扶養親族その他生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が48万円を超える子は除きます。）があること。 イ. 夫と死別してから婚姻をしていない方又は夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。	27万円
	7. ひ と り 親	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が48万円以下の子を有する単身者の方で、年間の所得の見積額が500万円以下の方 （住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外とします。）	35万円
	8. 給与所得者 9. 公的年金等所得者	申込本人又は同居親族で給与所得または公的年金等所得を有する方。	10万円

※ ・控除額は該当者1人についての額（年間）です。

・寡婦・ひとり親・給与所得者・公的年金等所得者控除は、所得が控除額以上の方については控除額、控除額以下の方についてはその所得金額を控除します。

【 収入基準早見表 】

【普通市営住宅】

政令月収額 158,000 円以下（所得のある方が1人で、特別控除対象者のいない世帯）の場合 （下段は裁量階層世帯5ページ参照）

区 分		単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
給与所得の方	年間総収入金額 (税込金額)	2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下	5,423,999 円 以下
		3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下	6,263,999 円 以下
事業所得の方	年間総所得金額	1,896,000 円 以下	2,276,000 円 以下	2,656,000 円 以下	3,036,000 円 以下	3,416,000 円 以下	3,796,000 円 以下
		2,568,000 円 以下	2,948,000 円 以下	3,328,000 円 以下	3,708,000 円 以下	4,088,000 円 以下	4,468,000 円 以下
年金所得の方	年間総収入金額	3,028,001 円 以下	3,534,667 円 以下	4,041,333 円 以下	4,495,295 円 以下	4,942,354 円 以下	5,389,412 円 以下
		3,924,001 円 以下	4,391,765 円 以下	4,838,824 円 以下	5,285,883 円 以下	5,732,942 円 以下	6,180,001 円 以下

政令月収の計算例

(1) 世帯構成及び収入

单身	名義人	65才	年金	2,500,000円（年間総所得額）
----	-----	-----	----	--------------------

① 世帯の年間所得金額を計算する。（15～16 ページ所得計算表より）

・ 名義人の分 $2,500,000円 - 1,100,000円 = \underline{1,400,000円}$

② 控除を計算する。（17～18 ページ控除額一覧表より）

9. 公的年金等所得者 $100,000円 \times 1人 = \underline{100,000円}$

③ 政令月収額を計算する。

$(1,400,000円 - 100,000円) \div 12ヵ月 = \underline{108,333円} \leftarrow \text{政令月収額}$
 $\Rightarrow 158,000円$ 以下なので、『入居資格有○』

(2) 世帯構成及び収入

夫	名義人	62才	会社員	3,550,000円（給与収入額）
妻		62才	年金	2,000,000円（年間総所得額）

① 世帯の年間所得金額を計算する。（15～16 ページ所得計算表より）

・ 夫の分 $3,550,000円 \div 4,000円 = 887.5 \Rightarrow 887$

（小数点以下切捨）

$887 \times 4,000円 = 3,548,000円$

$3,548,000円 \times 0.7 - 80,000円 = 2,403,600円 \dots \textcircled{1}$

・ 妻の分 $2,000,000円 \times 0.75 - 275,000円 = 1,225,000円 \dots \textcircled{2}$

合計 $\underline{3,628,600円 \dots \textcircled{1} + \textcircled{2}}$

② 控除を計算する。（17～18 ページ控除額一覧表より）

1. 同居親族控除 $380,000円 \times 1人 = \underline{380,000円}$

8. 給与所得者 $100,000円 \times 1人 = \underline{100,000円}$

9. 公的年金等所得者 $100,000円 \times 1人 = \underline{100,000円}$

③ 政令月収額を計算する。

$$\begin{aligned} & (3,628,600 \text{ 円} - 380,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円}) \div 12 \\ & \qquad \qquad \qquad = 254,050 \text{ 円} \leftarrow \text{政令月収額} \\ & \Rightarrow 158,000 \text{ 円} (\text{裁量階層世帯: } 214,000 \text{ 円}) \text{ 以上なので、} \\ & \qquad \qquad \qquad \text{『入居資格無×』} \end{aligned}$$

(3) 就職、開業が3ヵ月以上1年未満のときは、年間（給与収入または総所得）の推定金額を次の式で計算してください。

① 勤続1年未満の方の年間給与収入金額推定方法

次の例により、現在の会社等から受けている給与等で1年間の給与収入金額を推定し、「収入基準早見表」19ページを参照してください。

(例) ○○会社に1月末に就職した場合（翌月から計算してください。）

推定
$\begin{array}{l} \text{年間給与} = \frac{\text{給与総額(2\sim12月の間)}}{\text{勤務の期間(11ヵ月)}} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{夏期・冬期等のボーナス} \\ \text{収入金額} \end{array}$ (ボーナス実績のない場合は支給推定額)

② 事業継続1年未満の方の年間総所得金額推定方法

次の例により、現在の事業による所得等で1年間の総所得金額を推定し、「収入基準早見表」19ページを参照してください。

(例) △△商店を1月末に開業した場合（翌月から計算してください。）

$\begin{array}{l} \text{推定年間事業所得金額} = \frac{\text{総所得額(2\sim12月の間)}}{\text{事業の期間(11ヵ月)}} \times 12 \text{ ヶ月} \end{array}$
--

【 申込書の書き方 】

申込書はペン又はボールペンで太枠内の必要事項を記入してください。

(1) 申込住宅名

申込住宅名は以下のいずれかです。

「市営松波住宅 1DK(シルバー)【A】」、「市営松波住宅 2DK(車椅子)【B】」

「市営松波住宅 2DK【C】」、「市営松波住宅 3DK【D】」

「市営松波住宅 3DK(特別募集住宅)【E】」

(2) 現住所

郵便物のあて先となりますので、アパートの方は「〇〇荘〇号」、同居中の方は「〇〇方」まで記入してください。郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。

※電話番号は日中連絡が取れるところをお願いします。

(3) 同居しようとする親族の状況

(ア) 同居しようとする方全員について書いてください。なお、申込み後の家族の追加、変更は認められません。

(イ) 入居しないが、所得税法上扶養している親族の方は、氏名欄の最下部に記入してください。

(ロ) 結婚予定者の方も、氏名、続柄（「婚約者」と書く）、年齢、職業を忘れずに書いてください。

(ハ) 勤務先の欄で記入すべき事項がない場合は「なし」と記入し、空欄のないようにしてください。

(ニ) 入居申込み本人以外の親族又は婚約者等で収入がある場合には、本人と同様の要領で記入してください。（収入は合算されます。）

(4) 所得年額

(ア) 給与および年金の方は、年間総収入金額（税込み金額）を、事業等の方は年間総所得金額を記入してください。

（誤って記入した場合、失格となることがありますのでご注意ください。）

(イ) 非課税の方で生活保護を受けている方は「生活保護」、失業中の方は「失業」と記入してください。その他の非課税の方は、金額「0」と記入してください。

(ロ) 1月1日以降に就職（転職）、開業（転業）した方は13～14ページの計算方法により年間総所得金額を推定して記入してください。転職、転業前の収入は関係ありません。

(ハ) 以下の場合に当てはまる方は、収入は合算されません。

・受付期間終了日までに退職される方（「退職予定」と朱書してください。）

・入居を機に結婚し、退職される方（「結婚退職」と朱書してください。）

※退職しないと収入基準を満たさない場合、退職日以降でないと入居許

できません。

(5) 備考（以下に該当する場合記入してください。）

入居者又は入居しない扶養親族に、特定扶養親族、満 70 歳以上の老人扶養親族、寡婦、ひとり親、障がい者がある場合は、備考欄に特定扶養親族（生年月日も記入）、老人扶養親族、寡婦、ひとり親、障がい者（等級も記入）と記入してください。

(6) 現在の住宅の状況等について

(ア) 住宅の種類

現在、居住している住宅の種類の種別を一つ選んで○を付けてください。

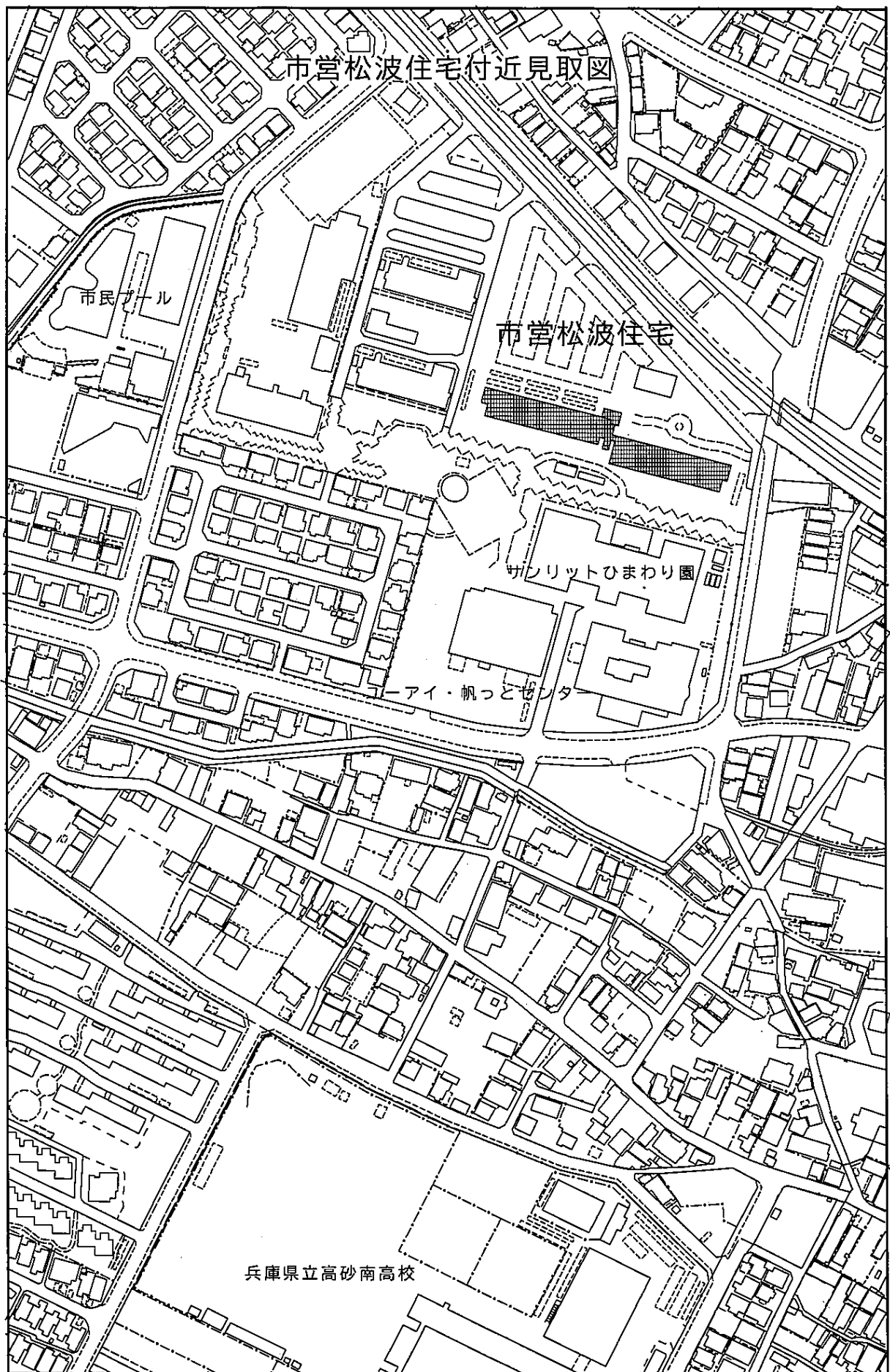
(イ) 住宅に困っている理由

現在、住宅に困っている理由を項目の中から一つ以上選んで○を付けてください。

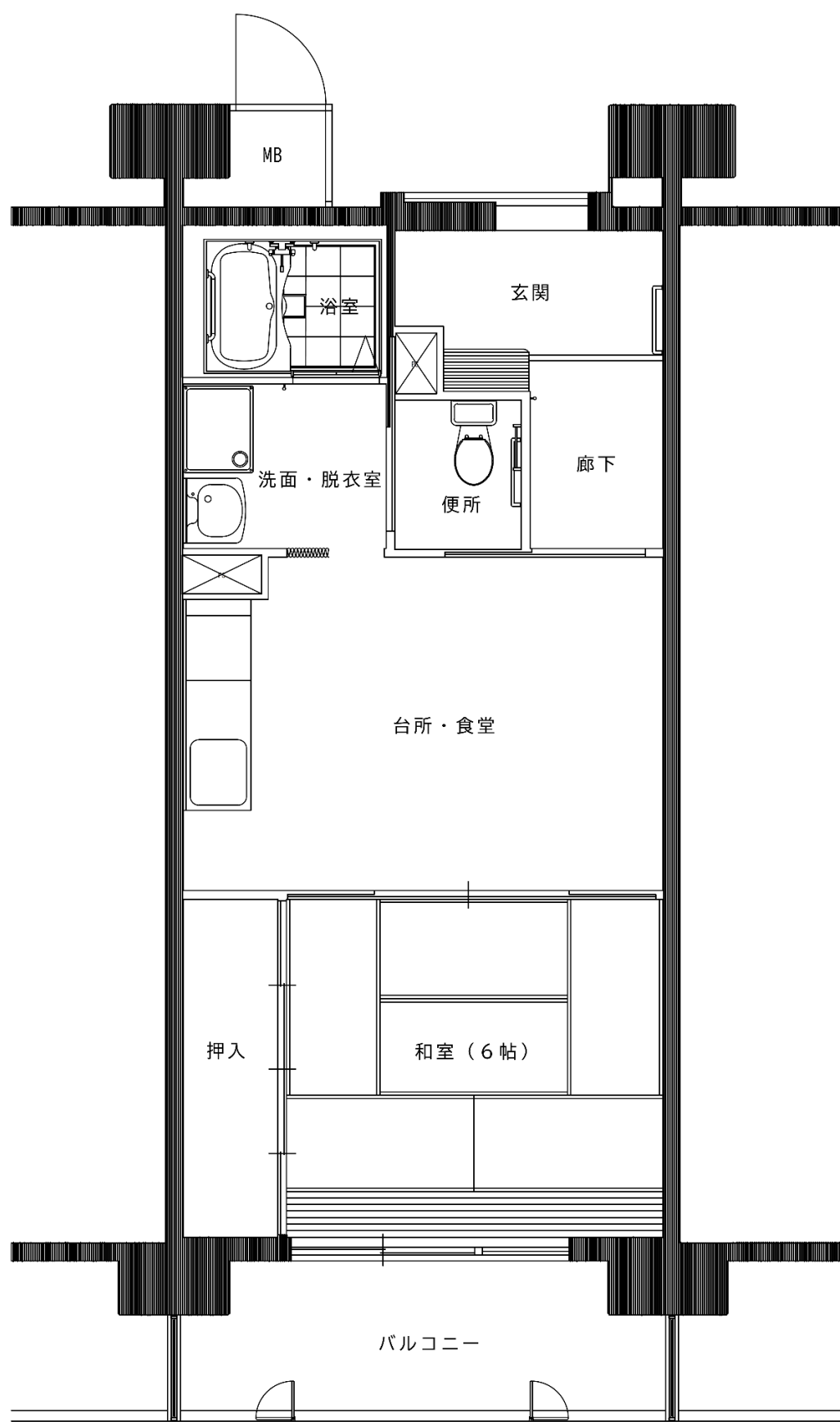
・市が指定する入居日までに結婚を予定している方は、⑨婚約〔結婚（入籍） 予定年月日〕に予定日を記入してください。

(7) 入居申込案内書の政令月収額の求め方で算出した政令月収額

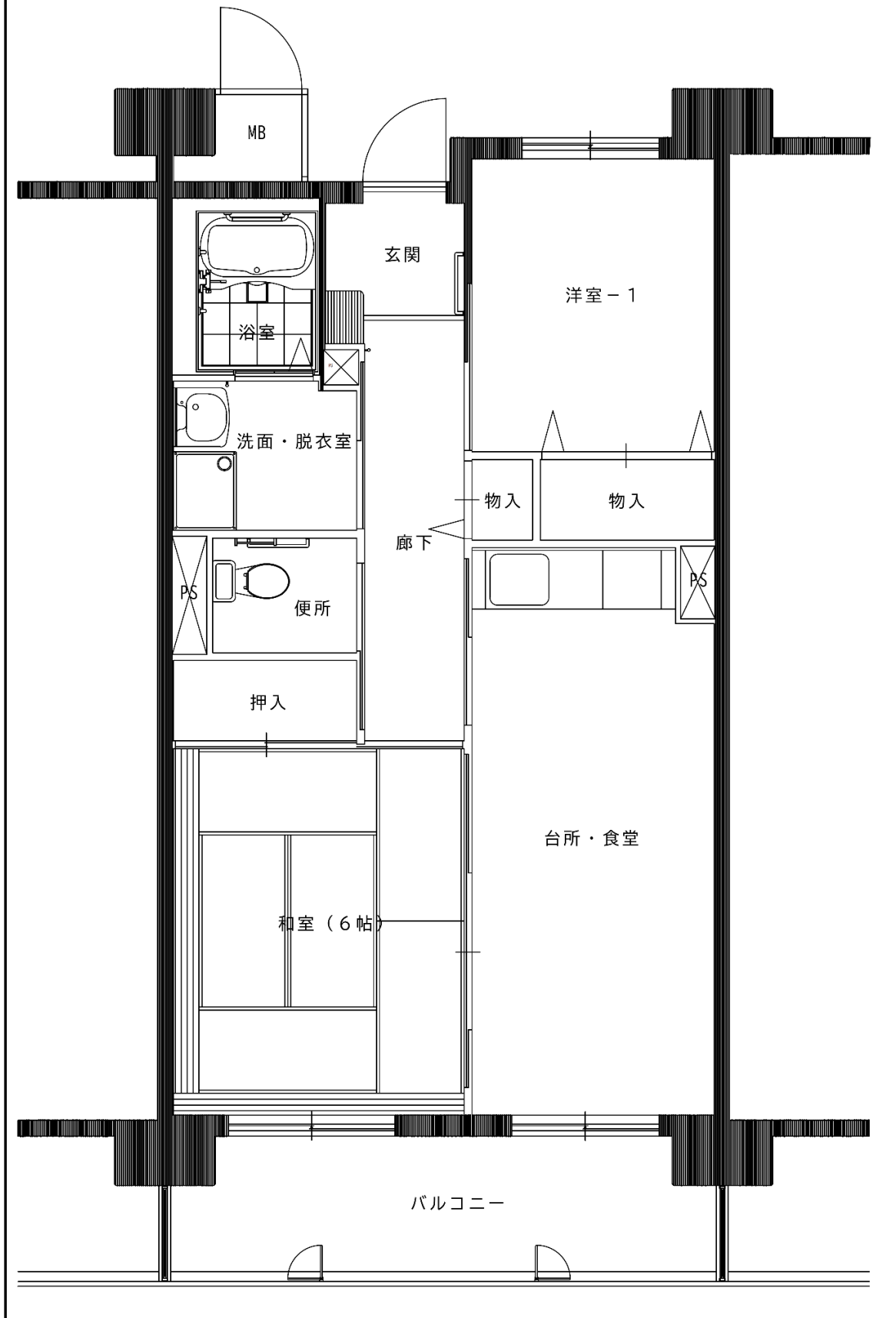
入居申込案内書の政令月収額の求め方 14 ページの 1 の(4)で求めた政令月収額を記入してください。



松波住宅1DK 間取り



松波住宅2DK 間取り



松波住宅3DK 間取り

